

令和 2 年 10 月 19 日

合同会社グリーンパワー石狩
代表事業者
株式会社グリーンパワーインベストメント
代表取締役社長 坂木 満 様

石狩湾洋上風車建設反対道民連絡会 共同代表
安田秀子（石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会）
後藤言行（銭函海岸の自然を守る会）
在田一則（一般社団法人 北海道自然保護協会）
事務所：〒061-3211 石狩市花川北 1 条 5 丁目 307
電話：090-6211-1602 Fax:0133-74-6198
E-mail:h.yasuda1007@icloud.com

(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業の事業説明会開催を求める要望書

現在、「Go to トラベル」事業において、東京発着の旅行が解禁され、新型コロナウイルス対策をしっかりと講じながら、各種の活動を行なっていこうという動きになっております。10月12日には、東京に本社をもつ再エネ事業を展開する小規模会社が、石狩市内2箇所に小型風車を設置するために住民説明会を石狩市内の2会場にて開催しました。また、遡ること8月21日には、同じく東京に本社をもつ株式会社 INFLUX が、石狩湾一般海域における洋上風力発電事業の計画段階環境配慮書の説明会を、石狩市内と小樽市内において開催しております。このケースでは、広い会場を使い、会場内での感染対策をきちんと実践した上で行なっており、来場する住民への配慮がなされ、企業努力が目に見えて分かるものでした。

貴社におかれましては、7月18日、19日に予定されていた(仮称)石狩湾新港洋上風力発電事業の事業説明会を、新型コロナウイルスの感染症拡大防止・感染予防の観点から、中止されました。その代わりとして、説明会で使用を予定していた資料を、7月18日～31日に貴社のWEBサイトに掲載し、質問は郵送または電子メールで受け付けました（提出期限は7月31日）。質問への回答は8月5日以降、順次WEBサイトに掲載するとしていましたが、実際は8月23日からとなりました。この貴社回答に対する再質問は9月4日締め切りで受け付けられ、再回答は9月24日から貴社WEBサイトに公開されました。

上記再回答書（9月24日公開）1ページには、「一つ一つのご質問に対して弊社として真摯に向き合った結果とご理解を頂くと同時に、ホームページでの2回に亘るやり取りが、コロナ禍の状況が未だ収束していない状況下のでき得る限りの措置である事も併せてご理解を賜りたく存じます。」と記載されております。この文章からは、貴社にとっては2回の質問と回答のやり取りが、今回の単機出力 8,000kW・14基（総出力 10万 kW）の大事業・大工事に対

する精一杯の対応であり、説明責任は果たしたのであとはお引き取り下さい、これ以上の問答は無用であるとの態度が透けて見えます。

2回目以降の質問受け付けについては、WEB上でも何も言及していないので、ここまでの回答で納得してもらい、もう質問は受け付けられないという意思と理解されます。10月14日、念の為電話にて確認したところ、Faxでさらなる質問を受け付けるということでした。しかし、このようなやり方で、果たしてこの大事業・大工事について、多くの石狩市民や周辺住民、および関係者が理解できるものでしょうか。残念ながら、当連絡会としては、上記の2回のやり取りでは十分な理解を得られませんでした。また、当連絡会以外の方々からも、このままで終わりにされては困るとの声を聞いております。

貴社がとられた、上記の住民説明会の代替策は、インターネット環境にある住民にとっては有効な方法であっても、そうでない住民を置き去りにする方法です。公平性の観点から認めるわけにはいきません。

一方、この間、貴社は陸上での電気工事を開始しておりますが、ほとんどの住民が何も知らないまま事が進められている状態です。

私たちは計画地の近隣に住むものとして、日本ではほぼ初めてと言える本格的な港湾での洋上風力発電機群が石狩湾に立ち並ぶこと、またその影響が住民の安心・安全な暮らしを脅かし、自然（海洋生態系）や鳥類、海洋資源に多大な影響を与える可能性があることを強く危惧しています。貴社は事業説明会を開催し、現在行なっている工事内容も含め、今後の工事について説明責任を負っています。

「石狩湾新港洋上風力発電施設の設置運営事業 公募要項・審査基準」（平成27年4月 石狩湾新港管理組合）の「3. 公募要件 (1) 必須事項」に「④地域における社会受容性への配慮 応募者は、自らの費用と責任において風力発電施設を設置することを念頭に、地域への理解を求めめる方策並びに地域住民・立地企業及び港湾利用者のための港湾アメニティへの配慮といった地域における社会受容性への配慮について、具体的に提案するものとする。」とあり、ここでも地域の理解を求めめる方策を実践することが求められています。

貴社は、再回答書（9月24日公開）において、「港湾区域周辺にご在住の住民の皆様」からご支援、ご理解、ご協力を賜ってきたとしています。「周辺」がどの範囲かは定かではありませんが、自然保護に関わる団体、健康影響に注目している団体も含め、利害関係者は広範囲に及びます。これら広範囲の人々、住民との明確かつ客観的な合意形成が求められます。評価書にバードストライクに関する事後調査を実施するとしていますが、その内容も不明確であり問題を抱えています。万が一の事故や健康被害の発生等、周辺住民・新港就労者が不利益を被った場合の対処も求められます。事業実施後、20年にわたり、自分たちが暮らすすぐそばに大きな洋上風力発電を抱える住民の不安に対して、貴社は真摯に向き合う義務があります。

以上のことから、私たちは以下の事項を貴社に対し強く求めます。

ご検討の上、令和2年10月28日（水）までに文書での回答を求めます。

なお、回答文書には、会社名の他に、担当部署名、担当者名、連絡先電話番号等を記載ください。

前回の貴社回答文書において、これらを記載せず、責任の所在に関する情報を明らかにしないという、貴社の市民団体に対する対応姿勢に接し、大変驚愕したことを付言しておきます。

記

1. 開催環境が整ったので、感染対策を講じた対面での事業説明会を開催するよう求めます。また、事業説明会において、近隣住民の疑問や不安に対し、しっかり向き合うために十分な質疑応答を行い、説明責任を果たすことを求めます。
2. 事業説明会は、事業計画予定地の海域に接する石狩市と小樽市の2市において行うことを求めます。
3. 現在行われている全ての工事を、事業説明会を実施するまで一時中断することを求めます。

以 上

※回答先：当連絡会事務所